

## 「19年度処理委員会」(第2回)議事録

1. 日 時 2007年6月5日(火)15時15分から15時18分

2. 場 所 東京区政会館19階会議室

3. 出席者

区長会：

中崎人担課長会幹事長(目黒区)

荒牧調査課長(特人厚)、中田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

北原副委員長、大島書記長、染書記次長、吉田組織部長

〈清掃労組〉

それでは賃金部及び教育宣伝部に関わる活動について申し上げます。

時間内組合活動の有給による機関運営が認められない中で、交渉については有給により時間内に行うことが認められています。昨年度までは、交渉については時間外に設定する場面が多々ありましたが、機関運営を時間内に有給で行うことができたことから、組合としてもそのことについては対応を図ってきたところです。

昨年度の賃金確定交渉のなかで、今年度協議することを確認した項目はすでにこの4月から専門委員会交渉等で精力的な協議が始まっています。今年度からの交渉については時間内に行うことを基本に私どもは求めてきましたし、皆さんにもそのように対応していただいています。

この間、私どもからは、組合の機関運営は、提案された事項の組合員の合意形成をどのように図るのかなど、組織内部での検討をしなければならない労使協議と一体のものであることを再三にわたって主張してまいりました。勤務時間外の機関運営だけでは十分な対応ができるものではありません。

こうした状況を前提に現業系任用給与制度に関わっては、4月5月の扱いが確認されてきました。引き続き、賃金部及び教育宣伝部の活動については賃金確定期である11月末までの期間を対象とすることを求めます。

〈当局〉

それでは、私どもの考え方をお示しいたします。

東京清掃労働組合との統一交渉に係る時間内組合活動等に関する協約別表第2備考3に規定する給与改定交渉期の始期及び終期については、無給ではありますが、現在、技能系・業務系人事制度に関する専門委員会交渉を継続的に実施していることを踏まえ、今年度においては、6月6日から11月30日までとしたいと考えております。

また、交渉について勤務時間内に行うことを基本にすべきとのご要望ですが、交渉委員の日程の関係から、勤務時間外とならざるを得ない場合もありますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、翌年度以降の取扱いについては、当該年度の交渉事項を勘案の上、再度、処理委員会において協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。